

意見書案第3号

令和4年3月28日提出

令和4年3月28日可決

提出者	市議会議員	須賀博史
	同	富田公隆
	同	宮崎裕紀子
	同	豊島孝男
	同	近藤好枝
	同	新井美咲子
	同	窪田出
	同	新井美加

軽度・中等度難聴児へ助成金創設を求める意見書

補聴器は難聴児にとって必要不可欠なものである。高度・重度の難聴では身体障害者手帳を所持できるため、補装具費支給制度により補聴器は補装具として支給が認められており年1回の修理も可能である。しかし、軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成については国の助成制度はなく、各都道府県等が独自で行っている。そのため、補助内容についても各自治体によって異なっている。

補聴器のイヤモールドは子どもの成長に伴い1年程度で体に合わなくなり作り替えるケースが多い。先進事例を挙げると広島県、大阪市、名古屋市などでは子どもの成長に合わせたイヤモールドの交換について助成がある。しかし、ほとんどの自治体は、補聴器本体の耐用年数に合わせた5年に一度の助成にとどまっております。地域格差が生まれている。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会・日本臨床耳鼻咽喉科医会合同委員会が令和3年6月に発表した調査報告は、助成制度に関わる地域差の大きさを指摘した上で、「今後は、身体障害者は70デシベル以上という数字にこだわることなく聴覚障害者全体の問題として捉えて、障害者総合支援法のルールを身体障害者手帳のない軽度・中等度難聴にも拡大し、障害程度による差や地域格差がないように、全国で統一した支援制度を適用すべきであろう。」と提言している。

難聴児は、適切な時期に適切な支援をし続けていかなければならず、子どもの発達に応じたきめ細かな対応が求められる。ゆえに軽度・中等度難聴児に対しても高度・重度難聴児同様、健全な発達へつなげるため全国統一の支援基準を国が定め、助成を実施すべきである。

よって、国においては、軽度・中等度難聴児への助成金創設を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
厚生労働大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明